

E&Qマーク規格の管理基準



環境管理基準は6テーマ27項目、品質管理基準は4テーマ10項目にわたり、全て合格する製品のみ外箱にE&Qマークラベルが貼付できます。

環境管理基準 6テーマ27項目

「回収項目」、「再生工程」、「再生カートリッジへの表示義務」、「廃棄物処理」、「トナーの安全性」、「リユースおよびマテリアルリサイクルの促進」の6テーマ。

品質管理基準 4テーマ10項目

「再生カートリッジ管理基準値の設定と管理方法」、「測定実施」、「包装梱包管理基準」、「工程管理基準」の4テーマ。

環境管理基準



環境:E1回収項目

目的:カートリッジ回収に於ける材料のリユースを確実に実施して、循環型ビジネスを促進するために。

E1.1 事業者及び事業活動範囲に於いて、使用済みカートリッジの回収システムを構築していること。

E1.2 回収は顧客に影響を及ぼさない範囲で、まとめ輸送を促進し環境影響を考慮して回収に努める。

E1.3 回収はカートリッジ納入時の梱包材料をリユースするよう顧客へ指導しなければならない。

E1.4 顧客に対して使用済みカートリッジの回収に関する具体的な情報を提供しなければならない。

E1.5 リユースできない梱包材料は、分別しマテリアルリサイクルを促進する。マテリアルリサイクルできない材料については再資源化を行わなければならない。

環境:E2再生工程

目的:再生工程に於けるリユース部品の選別及び再生工程で発生する環境影響を低減するために。

E2.1 作業は、可能な範囲でフィルター付き集塵装置を備えた、ワークステーションを設置した上で行い粉塵の拡散防止策を講じなければならない。

E2.2 分解後の各カートリッジ部品は、極力リユースに努める。品質上リユース不可能な部品は、分別し再資源化を行わなければならない。ドラム、スリーブ、ブレード等の金属部品はマテリアルリサイクルを実施しなければならない。

E2.3 事業者内検査に使用した用紙は、有効利用または再資源化を行わなければならない。

E2.4 新しく包装形態を設計する場合は、リユースを前提とした設計、リサイクル可能な材料の選択に努める。

E2.5 カートリッジを有効活用するため、使用回数を管理しなければならない。

環境:E3.再生カートリッジへの表示義務

目的:再生カートリッジのトレーサビリティを確実にするために。

E3.1 再生カートリッジ本体に製品名を記載しなければならない。

E3.2 再生カートリッジ本体に事業者名または販社名若しくはブランド名を記載しなければならない。

E3.3 再生カートリッジであることの表記を再生カートリッジ本体に行わなければならない。

E3.4 再生カートリッジであることの表記を個装箱に行わなければならない。

E3.5 個装箱に事業者名または販社名若しくはブランド名を記載しなければならない。

E3.6 再生カートリッジの回収先、機種、数量等が明確になるデータを保管しなければならない。

E3.7 再生カートリッジの出荷先の顧客名、機種、数量等が明確になるデータを保管しなければならない。

環境管理基準



環境：E4廃棄物処理

目的：カートリッジリサイクル業務に於いて発生する廃棄物の処理を確実にするために。

E4.1 使用済みのトナー、集塵したトナーは、ビニール袋に入れ、輸送中の飛散を防止して輸送しなければならない。

E4.2 産業廃棄物の運搬は、産業廃棄物収集運搬の認可を受けている業者に依頼しなければならない。

E4.3 産業廃棄物の中間処理、最終処理は、認可を受けている業者に依頼しなければならない。

E4.4 産業廃棄物は排出から最終処理完了までをマニフェストで管理しなければならない。

環境：E5トナー及び感光体の安全性

目的：再生カートリッジの安全性を証明するために。

E5.1 トナーのMSDSを準備し、顧客から要求があれば提供しなければならない。

E5.2 トナーの中に特定化学物質が処方構成成分として意図的に添加されていないことが確認され、顧客から要求があればそれに係る書類等を提供しなければならない。

E5.3 トナーに関し、Ames試験において陰性であることが確認され、顧客から要求があればそれに係る書類等を提供しなければならない。

E5.4 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物が処方構成成分として意図的に添加されていないことが確認され、顧客から要求があればそれに係る書類等を提供しなければならない。

環境：E6リユース及びマテリアルリサイクルの促進

目的：カートリッジリサイクル事業の環境目標数値を達成するため。

E6.1 回収したカートリッジ部品の再使用、マテリアルリサイクル率が製品全体質量(トナーを除く)の50%以上としなければならない。

E6.2 回収したカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量(トナーを除く)の95%以上としなければならない。

品質管理基準



MC=モノクロ/カラー共通、C=カラーの管理要求事項である。

品質:Q1 品質管理基準:再生カートリッジ管理基準値の設定と管理方法

目的:品質管理基準を満たす再生カートリッジを顧客に提供するため。

QMC1.1 再生カートリッジの寿命測定を確実に実施しなければならない。純正品実印刷枚数に対し90%以上としなければならない。

QMC1.2 画像濃度測定を確実に実施し審査しなければならない。

QMC1.3 かぶり濃度測定を確実に実施し審査しなければならない。

QMC1.4 まだら(モルト)画像ムラ測定を確実に実施し審査しなければならない。

QMC1.5 解像度測定を確実に実施し審査しなければならない。

QC1.1 トナー定着率を確実に実施し審査しなければならない。

品質:Q2 品質管理基準:測定実施

目的:品質管理基準の測定数値の真正性の維持のために。

QMC2.1 可能な限り数値測定を実施しなければならない。

QMC2.2 測定基準に関する測定方法および試験方法を手順化して実施しなければならない。

品質:Q3 品質管理基準:包装梱包管理基準

目的:再生カートリッジが顧客へ安全に提供されるために。

QMC3.1 再生カートリッジの落下、輸送、振動に於ける不良の防止のための試験を行わなければならない。

品質:Q4 品質管理基準:工程管理基準

目的:計画された品質基準を保証するために

QMC4.1 工程内検査を確実に実施し審査しなければならない。